

施策の概要（目的・根拠法令等）

1. 目的等

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。

簡潔に記入

2. 根拠法令等

○健康増進法（平成14年法律第103号）

○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）

○21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）（「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」健発第0430002号・平成15年4月30日（別添））

主管部局・課室 健康局総務課生活習慣病対策室

関係部局・課室 一

別添として添付

健康日本21中間評価報告書（概要）

健康日本21の全般的な評価

健康日本21は、健康づくりに関する各種指標について目標を設定し、国連が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことにより、国民の健康指標に関する各種データの体系的・統一的なモニタリング・評価が可能となった。

また、都道府県及び市町村においては、健康増進計画が進んでおり、全ての都道府県で都道府県計画が、約半数の市町村で市町村計画が実定されている。

健康日本21の中間評価における中間実績からは、例えば、胸卒中、虚血性心疾患の年齢調整死亡率の改善傾向が見られるものの、高血圧、糖尿病の患者数は特に中高年男性では改善していない。また、肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21実定時のペースラインより改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの進捗状況は全体としては必ずしも十分ではない点が見られる。



○「2. 現状分析（施策の必要性）」の記入

(1) 施策目標に関する施策が必要とされている社会的背景や当該施策を取り巻く環境の変化について、その対象としている者や事物の現状に焦点を当て、記入する。特に、評価の対象期間中及び直近までの間に起こった施策目標に関する主に関連する主な事件、出来事について